



平成27年9月30日

野々市中央地区整備事業に関する支援決定について

株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「機構」という。）は、野々市中央地区整備事業（以下「本事業」という。）に関して特定選定事業等支援を実施するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第54条第1項に規定する対象事業者と支援内容について、法第46条第1項に基づき民間資金等活用事業支援委員会において以下の通り決定しました。

1. 本事業の概要について

本事業は、石川県野々市市において、「野々市中央地区土地利用構想」（平成26年3月）に基づき、旧来の中心市街地の都市再生整備を通じて、市民協働によるまちづくりを推進し、地域における様々な市民活動の振興を図り、ヒト、モノが出会い、交流し、賑わいを創出する環境を整備することを目的として、文化交流拠点施設（野々市市新市立図書館・市民学習センター）、地域中心交流拠点施設（野々市市新中央公民館・市民活動センター）の整備・運営を行う事業です。

2. 対象事業者について

対象事業者名：野々市中央まちづくり株式会社

※ 対象事業者は、大和リース株式会社（代表企業、本社：大阪府大阪市）、株式会社梓設計（本社：東京都品川区）、株式会社三上建築事務所（本社：茨城県水戸市）、株式会社フジタ（本社：東京都渋谷区）、株式会社豊蔵組（本社：石川県金沢市）、株式会社清水建築（本社：石川県野々市市）、株式会社図書館流通センター（本社：東京都文京区）、太平ビルサービス株式会社（本社：石川県金沢市）および株式会社アイビックス北陸（本社：石川県金沢市）の出資により設立された特別目的会社です。

3. 特定選定事業等支援の内容について

機構は、対象事業者に対して融資による特定選定事業等支援を実施する予定です。

融資の金額等については、今後対象事業者との契約が締結された後、機構ホームページ（<http://www.pfipcj.co.jp/index.html>）での公表を予定しています。